（健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十三条の次に五条を加える改正規定（第二十三条の六第三項第二十一号に係る部分に限る。）及び第二条のうち厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九条の二の次に四条を加える改正規定（第九条の五第三項第二十一号に係る部分に限る。）中「第四十条第二項第一号」を「第三十九条第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条及び第六条並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二十二条第三項の規定による実技試験の免除は、三年以上介護等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下この条において「法」という。）第二条第二項に規定する「介護等」をいう。）の業務に従事した者であって、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号。以下「平成二十八年改正法」という。）第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「改正後平成十九年改正法」という。）附則第二条第二項の規定による指定を受けた改正後平成十九年改正法第二条の二の規定による改正後の法第四十条第二項第二号に規定する学校又は養成施設（平成二十八年改正法附則第三十二条の規定により改正後平成十九年改正法附則第二条第二項の規定によりされたものとみなされた指定を受けた学校又は養成施設を含む。）において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものについては、この省令の施行前においても、新規則第二十二条第三項の規定の例により行うことができる。

3　この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、第二条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

4　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

5　法第四十条第二項第二号の指定を受けた養成施設の設置者がこの省令の施行の日以後に修業年限を変更する場合（新規則第二十一条第三号に掲げる者に係る場合に限る。）における第四条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第九条の規定の適用については、当分の間、同条中「修業年限、養成課程」とあるのは、「養成課程」とする。

○厚生労働省令第七十八号

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部及び社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第百八十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「あって」を「あつて」に改める。

第一条の二の次に次の二条を加える。

（法人が事業活動を支配する法人等）

第一条の三　令第十三条の二第五号の法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項各号において「子法人」という。）とする。

2　令第十三条の二第五号の法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3　前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一　一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合

二　評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ　一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員

ロ　一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員

ハ　当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

ニ　一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者

ホ　当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者

（法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第一条の四　法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　全国を単位として行われる事業

二　地域を限定しないで行われる事業

三　法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

四　前各号に類する事業

第二条第五項中「（法第三十条第二項の法人にあつては、副本二通）」を削る。

第七条を次のように改める。

（身分を示す証明書）

第七条　法第五十六条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

第九条第一項中「第五十九条第一項」を「第五十九条第二号」に改め、同条第二項中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、「届出は、」の下に「同条第一号に掲げる書類及び」を、「現況報告書」の下に「をそれぞれ」を加え、同条第三項を削る。

第十条を次のように改める。

（公表）

第十条　法第五十九条の二第二項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2　法第五十九条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める書類は、貸借対照表、収支計算書及び第九条第二項に規定する現況報告書とする。ただし、現況報告書を公表する場合においては、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除くものとする。